

# 監査等委員会設置会社の機能について

## ～社外取締役の活用の観点から～

青木 康一

1. はじめに
2. 監査等委員会設置会社の概要
3. 取締役(会)の監督機能
4. 監査等委員(会)の監査機能
5. 社外取締役とコーポレート・ガバナンス
6. おわりに

### 1. はじめに

監査等委員会設置会社は、取締役会の監督機能の強化を通じて、実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現と経営活動の効率化をはかるための新たな会社の機関設計として、会社法に規定された。

この監査等委員会設置会社は、2014(平成26)年の会社法改正で創設された。そして、2016(平成28)年に676社、2017(平成29)年に831社、2018(平成30)年に927社へと創設以来、その数を増やし続けている<sup>1</sup>。

また、東京証券取引所の上場会社では、監査等委員会設置会社への移行は、2015年に111社、2016年に357社、2017年に442社、そして、2018年には513社へと増加傾向にある<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 三井住友信託銀行、「証券代行コンサルティング部長の眼 60号」、2018年8月2日 (<https://www.smtb.jp/businesss/agency/consulting/no2-060.pdf> 2018年10月17日 確認)。

<sup>2</sup> 日本取締役協会、「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査」、2018年8月1日 (<http://www.jacd.jp/news/odid/cgreport.pdf> 2018年10月17日 確認)。

監査等委員会設置会社への移行は、年々増加し上場会社の4分1を占めるまでになった一方では、その企業統治強化には課題があるとも指摘されている<sup>3</sup>。このような状況下で、本稿は、今一度、監査等委員会設置会社の機能を会社法の規定をもとに整理し、実効性あるコーポレート・ガバナンスにいかにして寄与し得るのかを検討していくことにする。

## 2. 監査等委員会設置会社の概要

会社法上、監査等委員会設置会社は、監査等委員会を置く株式会社であると定義されている（会社法第2条第11号の2）。ここでは、まず、会社法の規定に基づいて、監査等委員会設置会社の概要を説明することにする。

監査等委員会設置会社では、会社の機関として、取締役会を設置しなければならない（会社法第327条第1項第1号）。そして、取締役会を構成している取締役の中から監査等委員を選任し、選任された全ての監査等委員によって、監査等委員会が組織されねばならない（会社法第399条の2第1項、第2項）。さらに、会計監査人を置くことを義務付けられている（会社法第327条第5項）。すなわち、株主総会、取締役会、監査等委員会、および会計監査人を置くことで、監査等委員会設置会社となることができるのである。

以下、監査等委員会設置会社における取締役（会）および監査等委員（会）について、会社法の規定をもとに説明するとともに、コーポレート・ガバナンスの実効性の観点から検討していくことにする。

## 3. 取締役（会）の監督機能

### (1) 取締役の選解任

監査等委員会設置会社において、取締役会を構成する取締役の選任は、株主総会の決議によってなされる（会社法第329条第1項）が、その選任にあたっては監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する

---

<sup>3</sup> 日本経済新聞、2018年6月24日付朝刊。

ことが求められる（会社法第329条第2項）。また、取締役は、いつでも、株主総会の決議により解任できる（会社法第339条第1項）。

## (2)取締役の任期

既に説明したように、監査等委員会設置会社の取締役は、監査等委員会を組織する監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを選任しなければならない。この場合、監査等委員である取締役の任期は、会社法上に規定されている取締役の任期と同様に、2年である（会社法第332条第1項）。ただし、それ以外の取締役の任期は、1年とされる（会社法第332条第2項）。

監査等委員である取締役の任期が、それ以外の取締役の任期に比して長く設定されているのは、その業務として監査をも担うことを考慮して、独立性の確保のためにそれ以外の取締役の任期よりも長く設定されているのである<sup>4</sup>。

## (3)取締役の員数

監査等委員会設置会社では、取締役会を置くことが求められる（会社法第327条第1項第3号）ために、取締役の員数は3人以上ということになる（会社法第331条第5項）。そして、監査等委員である取締役は、3人以上とされている（会社法第331条第6項）。この場合、監査等委員である取締役は、業務を執行する取締役との兼任が禁止<sup>5</sup>され（会社法第331条第3項）、監査等委員会設置会社の取締役会には、監査等委員である取締役を除く取締役の中から代表取締役を選定することが求められる（会社法第399条の13第3項）

<sup>4</sup> 監査等委員である取締役の任期は、その独立性を確保するためとともに、監査等委員も取締役会を構成する取締役であることから、株式会社の業務執行の決定に関与することとなるために、業務執行に関与し得ない監査役の任期である4年（会社法第336条第1項）よりも短くすることによって、株主による選任を通じた審判を受ける頻度を増やしているのである。（坂本三郎、高木弘明、宮崎雅之、内田修平、塚本英巨、辰巳郁、渡辺邦広稿、「平成26年改正会社法の解説〔Ⅱ〕」、「商事法務」No.2042、p.22。）

<sup>5</sup> 監査等委員である取締役の兼任禁止については、後で説明する。

ために、監査等委員会設置会社の取締役会を構成する取締役の員数は最低で4名ということになる。

#### (4)取締役会の機能

##### 1) 取締役会の職務等

監査等委員会設置会社の取締役会は、次の業務執行の決定を行わねばならない。

##### ①経営の基本方針

##### ②監査等委員会の職務執行に必要であると法務省令に定められた事項

##### ③取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制ならびに企業集団の適正を確保するために必要であると法務省令で定められた体制の整備 (会社法第399条の13第1項)

さらに、取締役の職務執行の監督を行わねばならない(会社法第399条の13第2項)。

①の経営の基本方針を決定することについては、ここでいう経営の基本方針とは取締役会および代表取締役が業務の内容を決定するとともに、取締役会がその構成メンバーである取締役の職務執行の状況を監督するにあたっての基本方針と解される。従って、業務の執行を担う代表取締役に対する監督を中心とする取締役会、いわゆるモニタリング・モデルを採用する取締役会として機能することが求められている監査等委員会設置会社の取締役会では、取締役会として経営の基本方針を決定することが必要なのである<sup>6</sup>。

②および③は、内部統制システムに関わる事項の決定が取締役に求められている。③は、取締役の職務執行の効率性の確保、使用人のコンプライアンスの確保、および子会社を含む企業集団における業務の適正性を確保するための体制についての決定が求められている(会社法施行規則第110条の4

---

<sup>6</sup> 坂本三郎、高木弘明、宮崎雅之、内田修平、塚本英巨、辰巳郁、渡辺邦広稿、「前掲稿」p.26。

第2項第1号～第5号)。これらは、会社法上の大会社（会社法第2条第6号）の取締役会に求められる事項と同様である（会社法第362条第5項、会社法施行規則第100条第1項第1号～第5号）。②は、監査等委員会の補助者ならびにそれらの独立性に関わる事項、監査等委員会への報告体制、および監査等委員会が実施する監査の実効性を確保するための体制について、取締役会として決定することが求められている（会社法施行規則第110条の4第1項第1号～第7号）。これらは、指名委員会等設置会社の監査委員会において、その取締役会に求められる事項と同様の内容である（会社法第416条第1項口、会社法施行規則第112条第1項）。監査等委員会設置会社の監査等委員会では、内部統制システムを利用した組織的な監査の実施が前提となる<sup>7</sup>。そのために、内部統制システムについて、監査等委員会への関与者の側面からと組織構築の側面から規定し、これらを取締役会で決定させることで、取締役会に内部統制システム構築の責任を負わせているものと考えられる。監査等委員会については、後で検討することになる。

#### (5)取締役におけるモニタリング機能の促進

監査等委員会設置会社の取締役会では、既に説明した職務として、経営の基本方針および内部統制システムに関わる事項の決定がある。そして、取締役会が決定すべき業務執行事項の中でも、重要財産の処分・譲受け、多額の借財、重要な使用人の選解任、重要な組織の設置・変更・廃止、社債募集に関わる重要事項、および定款の定めによる取締役会決議での取締役等に対する責任の一部免除などを、会社法上、重要な業務執行と位置づけ、原則として、これらの事項の決定については取締役に委任する事が出来ない（会社法第399条の13第4項、会社法施行規則第110条5第1項、第2項）。これらの事項は、株式会社の組織の多岐にわたって、重大な影響を与えるものと思わ

---

<sup>7</sup> 坂本三郎、高木弘明、宮崎雅之、内田修平、塚本英巨、辰巳都、渡辺邦広稿、「前掲稿」p.26。

れるために、特定の取締役等にその決定を委ねることが許されず、取締役会の決定事項とされているものと考えられる。すなわち、代表取締役等の専横的な決定を阻止するための規定といえる。

監査等委員会設置会社の取締役会には、代表取締役をはじめとする業務執行を行なう取締役を監督する機能の強化が求められる。すなわち、モニタリング・モデルとしての取締役会機能が期待されているのである。このような取締役会の監督機能の強化という考え方に従うならば、取締役会の構成員の中で監督機能を担う取締役には全ての業務執行の決定に関わらしめることなく、業務執行者への監督に専念出来る環境を整えることが望ましいと考えられる。従って、監査等委員会設置会社の取締役会における業務執行の決定事項を出来る限り削減することが懸命な策といえる<sup>8</sup>。

そこで、会社法では、監査等委員会設置会社の取締役会において、その構成員である取締役の過半数が社外取締役<sup>9</sup>であること、あるいは定款に取締役会決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任する旨を定める場合には、既に説明したような業務執行の決定と取締役に委任することが許されないとして会社法第399条第4項(第6号を除く)に規定されている事項を含む取締役会決議を必要とする重要な業務執行の決定が、一定の事項を除いて<sup>10</sup>、代表取締役等の特定の取締役に委任することが可能と

<sup>8</sup> 坂本三郎、高木弘明、宮崎雅之、内田修平、塚本英巨、辰巳郁、渡辺邦広稿、「前掲稿」p.26。

<sup>9</sup> 会社法に規定された社外取締役、取締役として就任した株式会社と利害関係を持たない取締役である。社外取締役については、後で詳述する。

<sup>10</sup> ここで除かれるべき一定の事項、すなわち、特定の取締役に決定を委任することが許されない事項とは、譲渡制限株式の譲渡承認請求にともなう決定、自己株式の市場取引等による有償取得にともなう決定、譲渡制限新株予約権の譲渡承認にともなう決定、株主総会招集事項の決定、株主総会提出議案の決定、競業取引・利益相反取引についての承認、取締役会の招集権者の決定、訴訟における会社代表者の決定、代表取締役等の一部責任免除についての決定、計算書類等の承認、中間配当に関する決定、事業譲渡その他の契約内容についての決定、合併契約内容の決定、吸収分割契約内容の決定、新設分割計画内容の決定、株式交換契約内容の決定、株式移転計画内容の決定で

なる（会社法第399条の13第5項、第6項）。

ここで、このような決定の委任が認められるのは、取締役会の構成員の過半数が社外取締役である場合、独立性が高いとされる社外取締役が取締役会の過半数を占めることで、代表取締役等の特定の取締役の専横的な行為を抑制する環境が整えられているとみなされているためであろう。

また、定款に定めることで委任が認められるのは、一般に会社の機関設計は定款に定められるものであり、どのような機関を設置するかは一定の範囲内で株式会社に委ねられるものであるためである。いわゆる機関設計の自由の原則が適用されているのである（会社法第326条）。そして、監査等委員会設置会社における取締役会では、後で説明することになるが、監査等委員会の独立性が制度的に高められており、代表取締役等の業務執行機関への取締役会による監督機能が強化されている。さらに、監査等委員会設置会社という機関設計の選択にあたっての定款の変更<sup>11</sup>には、株主総会での特別決議が必要とされる<sup>12</sup>（会社法第309条第2項第11号、第466条）。会社法上、このような制度的な基盤が整備されているために、株主の判断によって、モニタリング・モデルを指向する取締役会、すなわち、監査等委員会設置会社という機関設計が選択されたとしても、重要な業務執行の決定を代表取締役等に委任が許される環境が整っていると考えられ得るからであろう。

監査等委員会設置会社では、取締役会の決議事項を大幅に代表取締役等の特定の取締役に委任することができるために、取締役会の監督機能が強化されるとともに、取締役会での迅速な意思決定が可能になるものと期待される。そのための制度的な基盤は、整備されているように思われる。

---

ある（会社法第399条の13第5項）。

<sup>11</sup> ここでの議論は、監査等委員会設置会社への移行を念頭に置いているために、定款の変更とした。監査等委員会設置会社の新設にあたっては、別途異なる手続きがある。

<sup>12</sup> 坂本三郎、高木弘明、宮崎雅之、内田修平、塚本英巨、辰巳郁、渡辺邦広稿、「前掲稿」p.27。

#### 4. 監査等委員(会)の監査機能

監査等委員会設置会社においては、取締役会を設置せねばならず、その構成員である取締役の中から、代表取締役を選定しなければならない。さらに、株式会社の業務を執行する代表取締役を監査するために、監査等委員会が置かれることになる。この場合、監査という同様の職務を担う監査役は、職務の重複を回避するために、監査等委員会設置会社では設置することができない(会社法第327条第4項)。そして、会計監査人を置くことが義務付けられている(会社法第327条第5項)。また、定款の定めによって、任意に会計参与を置くことも認められている(会社法第326条第2項)。

監査等委員会設置会社では、このような機関によって構成される機関設計が可能となるが、これらの機関の中で、最もその特徴を示すことになると思われる監査等委員および監査等委員会について、検討することにする。

##### (1) 監査等委員の資格

監査等委員は、取締役の中から選定される3人以上の監査等委員である取締役によって、監査等委員会を構成することになる。そして、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役は、その過半数が社外取締役であることが求められる(会社法第331条第6項)。ここで、社外取締役とは、その所属する会社またはその子会社の業務執行に関わっていない者、過去10年間にその所属する会社またはその子会社の業務執行に関わっていない者、その所属する会社の親会社または兄弟会社の業務執行に関わっていない者、およびその所属する会社の業務執行に関わる者または自然人である親会社等の配偶者または2親等以内の親族ではない者等の会社法上に規定されている要件を満たす取締役をいう(会社法第2条第15号イ～ホ)。

監査等委員会の構成メンバーである監査等委員の過半数に社外取締役が求められるのは、その職務である監査に実効性を担保するために、監査等委員会の組織としての独立性を確保するためであるといえる。

さらに、監査等委員には、兼任禁止が課せられる。監査等委員である取締



役は、その属する監査等委員会設置会社およびその子会社の業務を執行する取締役その他、および子会社の会計参与・執行役を兼任することが出来ない（会社法第321条第3項）。

## (2)監査等委員の選解任等

既に説明したように、監査等委員会設置会社の取締役は、株主総会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任しなければならない。これは、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役が監査という職務を担うことから、同じ取締役であっても、業務執行の任にあたる可能性があると考えられるそれ以外の取締役からの独立性が求められるからである。ここでは、監査等委員である取締役の独立性を確保するための会社法上の措置を、監査等委員の選解任の観点からみていくことにする。

監査等委員会設置会社の取締役は、株主総会決議によって選任されるが、その選任にあたっては監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別しなければならない。そして、その解任は、いつでも株主総会決議によって行なうことが出来る（会社法第339条第1項）、ただし、監査等委員である取締役の解任にあたっては、株主総会での特別決議を必要とするとされている（会社法第344条の2第3項、同第309条第2項第7号）。

監査という職務を担うために、監査等委員である取締役には、業務執行を行なう取締役を含むそれ以外の取締役からの独立性が求められる。そのためには、両者の相異なる取締役としての適格性を判断するために、株主総会において、両者を区別して選任するものと思われる。また、監査等委員である取締役の解任には、株主総会での特別決議を必要とすることで、その解任についてより慎重な判断を求めることになり、その地位の安定をはかるものとなる。

さらに、これらの選解任の手續きに加えて、監査等委員の独立性を確保するために、次のような措置が講じられている。すなわち、取締役が、監査等委員である取締役の選任についての議案を株主総会に提出するにあたり、監

査等委員会の同意が必要とされる（会社法第344条の2第1項）。また、取締役に対して、監査等委員会は監査等委員である取締役の選任を株主総会の議題とすること、および監査等委員である取締役の選任についての議案の株主総会への提出を請求することが出来る（会社法第344条の2第2項）。そして、監査等委員である取締役は、その選解任または辞任について、株主総会で意見を陳述することができ、監査等委員である取締役を辞任した者は株主総会で辞任した旨およびその理由を述べる事が出来る（会社法第342条の2第1項、第2項）。このように、監査等委員あるいは監査等委員会は、取締役に対し、取締役の選任についての同意権、およびその選解任等についての意見陳述権を通じての影響を及ぼすことで、独立性・地位の安定化をはかることになる<sup>13</sup>。

### (3)監査等委員の任期

基本的に、取締役の任期は2年であるが、定款の定めまたは株主総会決議によって、短縮することも可能である。しかし、監査等委員会設置会社の取締役は、監査等委員である取締役を除いて、その任期が1年とされている。すなわち、監査等委員である取締役の任期は2年であり、それ以外の取締役の任期は1年ということになる。さらに、監査等委員である取締役の任期は、定款の定めまたは株主総会決議によってしても短縮することは出来ない（会社法第332条第1項、第4項）。

---

<sup>13</sup> ここでは、人事を通じた影響力について説明したが、監査等委員は報酬決定を通じた影響力も行使し得る。基本的に、取締役の報酬等（報酬、賞与その他）は、定款に定められるか、株主総会決議により決定され、監査等委員会設置会社では、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して報酬等は決定されねばならない。そして、個々の監査等委員である取締役の報酬等について、定款の定めまたは株主総会決議がなされていない場合、定款または株主総会決議に定められている報酬の総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議で決定できる。さらに、監査等委員である取締役は、その報酬等について、株主総会で意見を述べる事が出来る（会社法第361条第1項、第2項、3項、および第5項）。

これは、監査等委員である取締役が、その職務を監査とするために、会社の業務執行を担当する取締役を含むそれ以外の取締役からの独立性の確保、および地位の安定化をはかるためである。

#### (4)監査等委員の員数と社外取締役

監査等委員会設置会社の取締役会については既に説明したが、その構成員は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別される。ここでは、監査等委員である取締役によって構成される監査等委員会について、その員数の観点から検討していく。

監査等委員会設置会社の取締役の員数は、既に説明したように最低限4名必要である。このことについて今一度説明するならば、監査等委員会設置会社には取締役会を設置せねばならないために、取締役の員数は3名以上となるが、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役は3名以上必要であること、および監査等委員会設置会社の取締役会では業務執行を担う代表取締役を選定しなければならないこと、さらに監査等委員である取締役が業務執行者との兼任が禁止されることを考え合わせると、監査等委員会設置会社の取締役会では最低4名の取締役が必要となる。この取締役会では、構成メンバー中監査等委員である取締役は3名以上とされ、そして、その過半数を社外取締役であることが求められている（会社法第331条第6項）。

社外取締役の要件については、既に説明しているので、繰り返すことはしないが、社外取締役は子会社を含め会社からの厳格な独立性を就任の要件とされている取締役である。監査等委員会は、この独立性が極めて高い取締役に、その過半数が占められているために、会社および業務執行者から独立した組織となっている。このことは、監査等委員会が、その職務である監査業務の遂行に実効性をもたらすことになる。

#### (5)監査等委員（会）の権限等と監査機能

監査等委員会は、取締役（会計参与が設置されている場合は、会計参与を

含む)の職務執行の監査、監査報告の作成、会計監査人の選解任・再任しない旨の株主総会議案の内容の決定、および監査等委員である取締役を除くそれ以外の取締役の選解任・辞任についての監査等委員会としての意見の決定を、その職務とする(会社法第399条の2第3項)。

監査等委員会が、この監査という職務の遂行にあたっては、監査等委員会で選定された監査等委員に、取締役等の職務執行についての報告徴求権および業務財産調査権が付与されており、また、子会社に対する事業内容報告徴求権を与えられている(会社法第399条の3第1項、第2項)。監査等委員会設置会社においては、監査を実施するにあたり必要不可欠と思われるこれらの報告徴求権および業務財産調査権は監査等委員会に付与されているのではなく、監査等委員会で選定された監査等委員に付与されている。これは、監査等委員による監査では、個々の監査等委員による独任制にもとづく監査を前提とはしておらず、監査等委員会としての組織的な監査の実施を念頭に置かれているためである。すなわち、監査等委員会設置会社では、個々の監査等委員が報告徴求権や業務財産調査権を発動して監査を実施するのではなく、監査等委員会によって実施される監査では適正に構築され有効に運用されている内部統制システムを利用した組織的な監査が実施されるのである。監査等委員会は、会社組織内の内部監査部門等との連携をはかり、それらとの協力体制のもとに監査が実施されていくものと考えられる。具体的には、監査等委員会は、内部監査部門等から監査に関わる情報等を入手し、内部統制部門等に必要と思われる指示をするような体制で、監査が実施されていくのだろう<sup>14</sup>。そして、監査等委員会の監査では、内部統制システムを利用した

<sup>14</sup> 監査役会は設置されていないが複数の監査役が置かれている場合の各監査役、および監査役会設置会社の監査役会を構成する各監査役は、独任制の機関として、各監査役が個々それぞれに報告徴求権や業務財産調査権を駆使して監査を実施することが想定されているのに対し、監査等委員会設置会社の監査等委員会および指名委員会等設置会社の監査委員会は、内部統制システムを利用した組織的な監査の実施が想定されているために、全ての監査等委員および監査委員に報告徴求権や業務財産調査権のような権限が付与されているわけではない。

組織的な監査であるために、監査等委員会設置会社では常勤の監査等委員の選定は求められていない。

また、監査機能には直接的な関係はないが、監査等委員会には次のような権限等がある。監査等委員会設置会社において、会社と取締役との間に訴訟が提起される場合、監査等委員が会社を代表することとなり、この時、監査等委員がその訴訟の当事者である場合を除いて、監査等委員会が会社を代表する監査等委員を選定することになる（会社法第399条の7第1項）。

取締役会は各取締役により招集されるか、その招集権者を定款や取締役会で定めることができる（会社法第366条第1項）が、監査等委員会設置会社では、監査等委員も取締役会を招集できる。この時、監査等委員会は取締役会の招集権者としての監査等委員を選定できる（会社法第399条の14）。

監査等委員会設置会社では、監査等委員を除いた取締役の利益相反取引（会社法第356条第1項第2号、第3号）について、監査等委員会はこれを承認<sup>15</sup>することができる。利益相反取引とは、会社の利害に反する取引であり、会社に不利益をもたらす一方で、取引を行なった者または第三者を益することになる取引である。

業務執行者である取締役は、法令、定款、および株主総会決議を遵守して、会社の職務を忠実に行わねばならない（会社法第355条）。すなわち、忠実義務が課されているのである。従って、取引を実行する主たる機関である取締役は、会社に不利益をもたらす利益相反取引を行うことは原則として許されず、利益相反取引の実施にあたっては株主総会あるいは取締役会の承認を要することになっている（会社法第365条第1項）。この時、利益相反取引によって、会社に損害が発生した場合には取締役の任務懈怠が推定され（会社法第423条第3項）、会社に対する損害賠償を免れない（会社法第423条第1

---

<sup>15</sup> 承認について、会社法の条文上、事前承認に限るのか事後承認を認めるのか明記されていないが、事前承認と解するようである。（坂本三郎、高木弘明、宮崎雅之、内田修平、塚本英巨、辰巳郁、渡辺邦広稿、「前掲稿」pp.24～25。

項)。しかし、監査等委員会設置会社では、監査等委員会に利益相反取引の承認権が付与されており、この承認がある時には会社に損害が生じた時でも監査等委員を除いた取締役については任務懈怠が推定されず（会社法第423条第4項）、会社に対する損害賠償を免れることになる。このような利益相反取引において任務懈怠を推定されない取締役が存在するのは、監査等委員会設置会社のみである<sup>16</sup>。

それに対して、各監査等委員に付与されている権限等もある。各監査等委員は、取締役の不正行為等を取締役会に報告しなければならない（会社法第399条の4）。そして、各監査等委員は、取締役が会社の目的外の行為をなし会社に著しい損害を生じさせるおそれがある時、その取締役の行為を差し止めることが出来る（会社法第399条の6）。また、各監査等委員は、取締役が株主総会へ提出する議案等に、法令・定款違反等があると認める場合、その旨を株主総会に報告しなければならない<sup>17</sup>（会社法第399条の5）。このような報告義務や差し止請求権は、通常、緊急を要する場合に適用される。そのた

<sup>16</sup> 監査等委員会設置会社において、会社と取締役との間での利益相反取引について、監査等委員会の承認がある場合、監査等委員を除く取締役が、任務懈怠の推定を排除されるのは、監査等委員会がその過半数を社外取締役によって構成されるためとされる。すなわち、社外取締役は、業務執行者である取締役から独立した立場にあるために、利益相反取引のような行為を監督することを期待されているのである。そして、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役についての人事および報酬に関する株主総会での意見陳述権を有しており、これを通じた業務執行者への監督機能を備えているためとされる。（坂本三郎、高木弘明、宮崎雅之、内田修平、塚本英巨、辰巳郁、渡辺邦広稿、「前掲稿」p.24。）

また、その一方で、監査等委員会設置会社という新たな機関形態の利用促進を図るためともいわれている。（岩原紳柝、神田秀樹、野村修也編、『平成26年 会社法改正会社実務における影響と判例の読み方』、有斐閣、2015年5月、p.37。）

<sup>17</sup> 監査等委員会設置会社の監査等委員と同じく取締役である指名委員会等設置会社の監査委員には、この株主総会報告が義務付けられていない。これは、監査等委員も監査委員もともに取締役であるために、株主総会に提出する議案について、法令・定款違反等を認めた場合、取締役会で報告することは同様であるが、監査等委員会設置会社では指名委員会および報酬委員会が設置されないことから、株主総会への報告義務を課したものと思われる。

めに、会議体としての監査等委員会ではなく、各監査等委員に付与されるのである<sup>18</sup>。

また、監査等委員会には、会計監査人の選解任、および不再任についての株主総会議案の内容を決定する権限が付与されている（会社法第399条の2第3項第2号）。会社は、計算書類等を作成しなければならず（会社法第435条第2項）、会計監査人を必置機関とする監査等委員会設置会社では、計算書類等について、当然に会計監査人による監査を受けねばならない（会社法第436条第2項第1号）。説明するまでもないが、計算書類等は、業務執行機関である取締役の行為の結果が会計数値で表現されたものであるために、監査の観点からは業務執行者からの独立性が確保されていなければならない。会計監査人の独立性を確保するために、監査等委員会では人事の観点から会計監査人の選解任および不再任についての株主総会議案の内容の決定権限が監査等委員会に付与されており、さらに、報酬決定の見地から取締役が会計監査人の報酬等を決定するにあたり、監査等委員会にその同意権を与えているのである（会社法第399条第1項、第3項）。

## 5. 社外取締役とコーポレート・ガバナンス

以上、会社の機関形態としての監査等委員会設置会社について、その特徴をみてきた。

一般に、監査等委員会設置会社は、取締役会による監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めること、また、経営効率化を目的とする機関構成であるとされる。すなわち、取締役会の構成員である監査等委員に監査という職務を担わせるとともに、取締役としての議決権を行使させることで、業務執行者である代表取締役等を監督することが期待されているのである。さらに、監査等委員会を構成する監査等委員は、その過

---

<sup>18</sup> 坂本三郎、高木弘明、宮崎雅之、内田修平、塚本英巨、辰巳郁、渡辺邦広稿、「前掲稿」p.24。

半数を社外取締役とすることが会社法上求められているおり、監査および監督を実施するための組織的な基盤が整備されている。このことからわかるように、監査等委員会設置会社という機関設計が、実効性あるコーポレート・ガバナンスとして機能するか否かは、社外取締役がキーパーソンとなるものと考えられる。

監査等委員会設置会社は、基本的に、取締役会および会計監査人を設置するならば、会社の規模にかかわらず、どのような株式会社でも設置可能であるが、会計監査人が必置機関とされるために、実質的には上場会社や会社法上の大会社などのような大規模な企業が、その選択を考慮するものと考えられる。従って、ここでの議論はいわゆる大企業について展開されるが、これ以外の企業であっても、一定の要件をクリアできるならば、コーポレート・ガバナンスの実効性の観点からの議論としては何らかの示唆を与え得るものと思う。取締役や取締役会のあり方について、有意義な議論となるものとする。

会社法上においては、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社で社外取締役の選任を義務付ける一方で、それ以外の機関形態で特に大規模な会社が採用している監査役会設置会社に対しては社外取締役の選任を義務付けてはいないが、会社法その他の規制によって、その選択は促進されているといえる。

公開会社であり大会社である監査役会設置会社の中で、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出することを義務付けられる上場会社が、社外取締役を置いていない場合には、株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない（会社法第327条の2）<sup>19</sup>。

---

<sup>19</sup> 社外取締役を置くことが相当でない理由については、株主総会での説明の他に事業報告と株主総会参考書類への記載が求められる（会社法施行規則第124条第2項、第74条の2第1項）。そして、両書類の記載にあたっては、会社の事情に応じた記載をせねばならず、この場合、社外監査役の設置のみで社外取締役を置くことが相当でない理由（会社法第327条の2）とすることはできない（会社法施行規則第124条第3項、第74条



社外取締役を置くことが相当でない理由の説明にあたっては、その理由は各会社における事情が異なるために、個々の会社の事情に応じての説明を要することになる。どのような場合が相当でない理由にあたるかは、一概には言えない。そのために、説明にあたっては、かなりの困難が生じるものと思われる。

また、ここで要求される説明は、社外取締役を置くことが相当でない理由であるために、社外取締役を置かない理由を単に説明するだけでは事足りない。相当でない理由の説明であるためには、社外取締役を置くことが、会社に何らかの負の影響を及ぼす旨の説明であることが必要と思われる。このことから、監査役会設置会社に置くことが義務付けられている社外監査役の設置をもって、社外取締役を置くことが相当でない理由とは認められないとされる<sup>20</sup>。

このように会社法では、社外取締役を置かないことに、高いハードルとしての説明義務を設定し、これを機能させることで、社外取締役の選任を促進させているようである。あるいは、社外取締役の選任を実質的に義務化するものとも考えられる。これは、社外取締役の活用がコーポレート・ガバナンスの実効性に貢献し得る要素であると認められている一つの証左ではないだろうか。また、現在は、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社以外の会社では、社外取締役の選任が義務付けられていないが、今後の会社法の改正にあたり、公開会社であり上場会社である監査役会設置会社に社外取締役を置くことが検討されているようである<sup>21</sup>。

---

の2第3項)。

ここに示した法務省令は、会社法に規定する社外取締役を置くことが相当でない理由についての直接的な規定ではないが、同じ文言については、これに倣い解釈されものと考えられる。(岩原紳作、神田秀樹、野村修也編、『前掲書』、p.29。)

<sup>20</sup> 坂本三郎、高木弘明、宮崎雅之、内田修平、塚本英巨、辰巳郁、渡辺邦広稿、「平成26年改正会社法の解説 [1]」、『商事法務』No.2040、p.36。

<sup>21</sup> 法制審議会 会社法制（企業統治等関係）部会、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（平成30年3月14日）、P.11、<http://www.moj.go.jp/>

さらに、上場会社は、株式を上場している証券会社の上場規程等に規制される。東京証券取引所の上場規程<sup>22</sup>によれば、企業行動規範として、上場会社に独立役員（会社法上の社外取締役または社外監査役）を1名以上確保することを義務付けている（有価証券上場規程第436条の2第1項）。そして、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保することに努めねばならないとしている（有価証券上場規程第445条の4）。また、有価証券上場規程では、コーポレート・ガバナンスについて、その趣旨・精神を尊重し、コーポレート・ガバナンスの充実への取り組みに努めることとし（有価証券上場規程第445条の4）コーポレートガバナンス・コードの原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明させることとしている（有価証券上場規程第436条の3）。いわゆるコンプライ・オア・エクスプレイン（Comply or Explain）が採用されている。

このコーポレートガバナンス・コードでは、少なくとも2名以上の独立社外取締役の選任を要求し、また、会社の置かれている状況を勘案して、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任すべきであるとしている（コーポレートガバナンス・コード 原則4-8 独立社外取締役の有効な活用）。コーポレートガバナンス・コードでは、独立社外取締役の明確な定義はなされていないが、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、その判断基準を策定・開示することを求めている（コーポレートガバナンス・コード 原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質）ことから、この独立性基準を満たす者を独立社外取締役とするようである。東京証券取引所では、独立役員についての独立性判断基準を、上場管理等に関するガイドライン5（3）の2に規定している。従って、コーポレートガバナンス・コードに規定されている独立社外取締役とは、東京証券取引所の有価証券上場規程にい

---

content/001252001.pdf（2018年10月7日確認）。

<sup>22</sup> 有価証券上場規程（東京証券取引所）、[http://jpx-gr.info/rule/tosho\\_regu\\_2013050700700.html](http://jpx-gr.info/rule/tosho_regu_2013050700700.html)（2018年10月16日確認）。

う独立役員の中の社外取締役と言えるだろう。

いずれにしても、社外取締役の活用に、コーポレート・ガバナンスの実効性に一定の期待をよせているようである。コーポレートガバナンス・コードでは、独立社外取締役の役割・責任について、経営の方針や経営改善についての助言、経営の監督、利益相反の監督、独立した立場でのステークホルダーの意見の反映を、社外取締役に期待される旨が規定されている（コーポレートガバナンス・コード 原則4-7 独立社外取締役の役割・責任）。このような役割を担う社外取締役が十分に活用され得るならば、コーポレート・ガバナンスの実効性に貢献するものと思じる。

会社の機関設計の観点から考えるならば、経営の効率化・取締役会の監督機能の強化、およびこれらの基盤となる取締役会での議決権を有する社外取締役の活用を実現する可能性を秘めているのは、監査等委員会設置会社であるように思われる。監査等委員会設置会社を会社の機関として採用するにあたっては、社外取締役としての適任者の選択の難しさ、部外者が取締役に加わることによって意思決定が遅れることへの懸念、および選任にともなうコスト等の阻害要因は承知しているが、ステークホルダーから信頼される健全な経営活動の実現のためには、何らかの施策を必要とするものと思われる。

## 6. おわりに

監査等委員会設置会社では、経営の効率化について、取締役会決議により取締役が行なうべき重要な業務執行の決定を取締役に委任する旨の定款の定めがある場合、または取締役会の構成メンバーの過半数を社外取締役が占める場合には、取締役会決議により重要な業務執行の決定の大部分を取締役に委任することが可能となる。経営の効率化の観点から、取締役会決議事項の大幅な取締役への委任は、経営上の意思決定の迅速化に貢献するものであるが、この場合のキーパーソンが社外取締役であろう。

監査等委員会設置会社では、重要な業務執行の決定を取締役に委任するこ

とを通じて、取締役会は業務執行者である取締役の監督に専念できることとなり、取締役会の監督機能の強化につながる。ここでも、キーパーソンとなるのは、社外取締役であろう。監査等委員会設置会社において、監査を担うのは監査等委員であるが、監査等委員会を構成する監査等委員はその過半数を社外取締役であることを求められる。従って、過半数の監査等委員は監査という職務を担うとともに、取締役会において議決権を有する独立性の高い取締役として強力な監督機能を発揮する存在として期待されるだろう。東京証券取引所の有価証券上場規程やコーポレートガバナンス・コードでは、独立役員としての社外取締役の活用を求めている。このような状況とあいまって、上場会社での独立社外取締役の選任が大幅に増加している<sup>23</sup>。

上場会社に企業活動の透明性を求めるために、社外の目の導入を必要とするのは当然であろう。しかし、上場会社以外の会社にあっても、健全な経営活動が社会的に求められるのは当然である。そこで、会社の機関設計にあたり、監査等委員会設置会社では、その選択にともなう負担が軽減されていることから、コーポレート・ガバナンスの実効性に向けて採用し得る機関設計の一つとして期待されるものと思われる。しかし、どのようなシステムを構築しようとも、その運用しただけでは社会が期待する結果は望めなくなる。社外取締役の有効な活用を始めとして、法律のあるいは社会的に要求される事項を積極的に取り込む必要があるだろう。

最後に、今日、株主総会での議決権行使に大きな影響を与えている議決権行使助言会社の監査等委員会設置会社に対する評価をみておく。インスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ (Institutional Shareholder Services, ISS) は、取締役選任議案について、ISSの独立性基準を満たさない監査等委員である社外取締役の選任議案に反対を推奨するとともに、2019年に導入予定であるが、取締役会の社外取締役構成割合が3分の1である場

---

<sup>23</sup> 朝日新聞、2018年8月7日付朝刊。

合の経営トップである取締役の選任議案に反対を推奨している<sup>24</sup>。また、グラス・ルイス（Glass, Lewis & Co., LLC）は、取締役の選任にあたり取締役会の管理・監督機能は、独立性により最も発揮され、株主の利益保護のためには取締役会が多くの独立役員により構成されるべきとの考えのもと、取締役会の独立性はその構成員の3分の1以上の独立役員で占められねばならないことを基準とし、この基準が満たされない場合、責任追及ということでは会長（会長不在の場合、社長またはそれに準ずる役職者）に対し、選任反対の助言を行い、そして、この3分の1という基準を満たす人数に達するまで独立性を欠くその他の取締役に対し、選任反対の助言をするとしている<sup>25</sup>。いずれも、社外取締役の活用を推進する要因となり得るものであろう。

監査等委員会設置会社は、創設されて未だ間もない機関形態である。今後、様々なトラブルにみまわれるかもしれないが、その運用の中で改善がなされ、社会システムの中に定着していくであろう。そのためには、監査等委員会設置会社の今後を、注意深く見定め、そして、他の機関設計との比較、および諸外国との比較も必要であろう。こらからの課題としたい。

## 参考文献

岩原紳作稿、「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説 [ I ]」、『商事法務』No.1975。

岩原紳作稿、「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説 [ II ]」、『商事法務』No.1976。

岩原紳作、坂本三郎、三島一弥、斎藤誠、仁科秀隆、「座談会 改正商法の

---

<sup>24</sup> Institutional Shareholder Services, “Japan Proxy Voting Guidelines” 2018年度版 日本向け議決権行使助言基準、2018年2月1日、pp.6～7、<https://www.issgovernment.com/file/policy/active/asiapacific/Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf>（2018年10月4日確認）。

<sup>25</sup> Glass, Lewis, “2018 Proxy Paper Guidelines An overview of the Glass Lewis approach to proxy advice”（日本語版）、p.3、[http://www.glasslewis.com/wp-content/uploads/2018/01/2018\\_Guideline\\_JAPANESE.pdf](http://www.glasslewis.com/wp-content/uploads/2018/01/2018_Guideline_JAPANESE.pdf)（2018年10月4日確認）。

意義と今後の課題 [上]、『商事法務』No.2040。

内田修平稿、「コーポレート・ガバナンスに関する制度改正」、『金融法務事情』No.2014。

江頭憲治郎著、『株式会社法 第7版』、有斐閣、2017年11月。

遠藤啓之稿、「改正会社法における社外取締役・社外監査役の規律」、『LEC 会計大学院紀要』第12号。

遠藤啓之稿、「東証コーポレートガバナンス・コード」、『LEC 会計大学院紀要』第13号。

太田順司稿、「監査役制度をめぐる諸問題と監査役が果たすべき役割」、『ジュリスト』No.1484。

太田洋、高木弘明稿、「コーポレートガバナンス・コード(日本取締役会案)の解説—『攻めのガバナンス』に向けて—」、『商事法務』No.2048。

岡伸浩著、『会社法』、弘文堂、2017年1月。

尾崎安央稿、「企業統治とその期間構造をめぐる改正—社外取締役・監査等委員会」、『企業会計』Vol.66 No.3。

荻野昭一稿、「監査等委員会設置会社創設の意義と課題」、『経済研究』第65巻第1号。

尾関幸美稿、「会社法における社外取締役と社外監査役の法的役割」、『成蹊法学』第84号。

落合誠一著、『会社法溶接 第2版』、有斐閣、2016年11月。

笠原武朗稿、「平成26年会社法会計の概要」、『法律時報』第86巻第11号。

仮屋広郷稿、「コーポレート・ガバナンスへの視座」、『法学セミナー』No.648。

神田秀樹監修・株式会社 東京証券取引所編著、『ハンドブック 独立役員の実務』、商事法務、2012年12月。

河内隆史稿、「平成26年会社法改正法案の概要と実務への影響」、『税経通信』2014年4月号。

来住野究稿、「取締役の多様化をめぐる諸問題」、『法学研究』第89巻第1号。

小池聖一・パウロ稿、「内部統制システムの整備運用状況の再点検」、『企業会計』Vol.67 No.3。

公益社団法人日本監査役協会 監査等委員会実務研究会、「選任等・報酬等に対する監査等委員会の意見陳述権行使の実務と論点—中間報告としての実態整理—」、[http://www.kansa.or.jp/support/el001\\_161124\\_1c.pdf](http://www.kansa.or.jp/support/el001_161124_1c.pdf) (2018年10月27日確認)。

酒井太郎稿、「日本会社法における簡易型ボード・モニタリング・モデルの新設—監査等委員会設置会社制度—」、『21世紀商法論壇・第15回国際検討会論文集2015年国際会議 proceedings』、2015年10月、<http://hdl.handle.net/10086/27564>。

坂本三郎、宮崎雅之、塚本英巨、辰巳郁、渡辺邦広稿、「平成26年会社法改正の概要」、『金融法務事情』No.1999。

志谷匡史稿、「コーポレート・ガバナンス改革と株主総会—『2015年版株主総会白書』を読んで—」、『商事法務』No.2088。

菅原貴与志稿、「監査等委員会設置会社—解釈上の論点と実務への影響—」、『法学研究：経済・政治・社会』第89巻第1号。

鈴木千佳子稿、「第三の選択肢としての監査等委員会設置会社の問題点」、『法学研究：法律・政治・社会』第89号第1号。

高岡義幸稿、「日本におけるコーポレート・ガバナンス制度改革の最新動向とその経営的意義」、『広島経済大学経済研究論集』第37巻第4号。

高橋均稿、「監査・監督委員会設置会社と企業統治—会社法制の見直しに向けて—」、『商事法務』No.1936。

武井一浩稿、「会社法制の見直しとガバナンス改革の実質論」、『商事法務』No.1961。

塚本英巨稿、「社外要件の改正と『社外取締役を置くことが相当でない理由』の説明義務」、『企業会計』Vol.67 No.3。

日本取締役協会 監査等委員会設置会社研究会、「監査等委員会の監査の展望～取締役が行う監査について～」、<http://www.jacd.jp/news/>

icacc/161011\_cl.pdf (2018年10月27日確認)。

日本取締役協会 監査等委員会設置会社研究会、「選任等・報酬等に対する監査等委員会の関与の在り方—実態調査を踏まえたベストプラクティスについて—」、[http://www.kansa.or.jp/support/el001\\_1671201\\_1b.pdf](http://www.kansa.or.jp/support/el001_1671201_1b.pdf) (2018年10月27日確認)。

野村修也稿、「平成26年会社法改正—ガバナンスの部分を中心に—」、『中央ジャーナル』第12巻第3号。

野村修也稿、「モニタリング・システムとは何か—社外取締役・監査等委員会設置会社の実務—」、『証券レビュー』第57巻第1号。

浜辺陽一郎稿、「監査等委員会設置会社の導入によるガバナンス改革の行方」、『青山法務研究論集』第9号。

藤田祥子稿、「取締役会設置会社における取締役の監視義務」、『法学研究』第89巻第1号。

堀江貞之稿、「コーポレートガバナンスをめぐる動き」、『ジュリスト』No.1484。

前田雅弘稿、「企業統治」、『ジュリスト』No.1472。

前田雅弘、静正樹、牧野達也、石井裕介、「座談会『会社法制の見直しに関する要綱』の考え方と実務対応」、『商事法務』No.1978。

森・濱田松本法律事務所編・奥田洋一、石井絵梨子、河島勇太著、『監査役・監査委員会・監査等委員会』、中央経済社、2016年2月。

森本滋稿、「取締役会のあり方とコーポレートガバナンス・コード」、『商事法務』No.2087。

村田敏一稿、「監査等委員会の創設とその課題—不思議なコーポレートガバナンス—」、『立命館法学』359号。

吉田直著、『重要論点 株式会社法』、中央経済社、2016年5月。